

あしや

広報

2001年(平成13年)11月15日号

No.832

毎月1日・15日発行

発行 / 芦屋市役所(広報課)
☎0797-31-2121
〒659-8501
兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/
メールアドレス
info@city.ashiya.hyogo.jp



第13回 あしや秋まつりを開催
10月14日、あしや秋まつりが開催され、約3万人のかたが、子どもこしパレード、だんじり、市内中・高生の吹奏楽演奏や陸上自衛隊によるありがとろミニ・コンサートなどを楽しみました。

- (一) 市民の権利
- (二) 市民の義務
- (三) 市の議員に関する事項
- (四) 市の職員の職務
- (五) 市の職員の給与
- (六) 市の職員の懲戒
- (七) 市の職員の退職
- (八) 市の職員の懲戒
- (九) 市の職員の懲戒
- (十) 市の職員の懲戒

- (一) 市の職員の懲戒
- (二) 市の職員の懲戒
- (三) 市の職員の懲戒
- (四) 市の職員の懲戒
- (五) 市の職員の懲戒
- (六) 市の職員の懲戒
- (七) 市の職員の懲戒
- (八) 市の職員の懲戒
- (九) 市の職員の懲戒
- (十) 市の職員の懲戒

平成14年1月1日から施行 「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」

市議会議員および市長等の倫理の確立と向上を図ること等により、民主的な市政の発展に寄与するため、「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」が十月一日に公布されましたので、その概要をお知らせします。

一、目的
この条例は、市議会議員以下「議員」並びに市長、助役、収入役および教育長以下「市長等」が、市民全体の奉仕者であり、その職務は市民から委託された公務であることにかんがみ、その職務に係る倫理の確立と向上に資するため必要な事項を定め、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するとともに、併せて市政に対する市民の正しい認識と自覚の向上により、民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

二、倫理規程の遵守
議員および市長等は、次の各号に掲げる倫理規程を遵守します。
（一）市政への不信を招くことのないよう品位と名譽を損なう行為を慎み、その職務に關し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
（二）常に市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位や権限を利用して不当に金品を收受し、またはその要求もしくは約束をしないこと。
（三）市または市が出資している法人が行う許可、認可または請負その他の契約に關し特定の企業団体を推薦または紹介する等その地位や権限を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
（四）その地位や権限を利用して市議員の公正な職務執行を妨げ、不正な影響力を行使しないこと。
（五）市職員臨時職員等を含むの採用に關し推薦または紹介をしないこと。
（六）議員は、議員の昇格および異動等人事に關し推薦または紹介をしないこと。
（七）市長または市長は、調査の請求を受けたときは、芦屋市議会議員政治倫理審査会または芦屋市長等倫理審査会にその審査を求めます。
（八）市議会議員審査会または市長等審査会の審査報告
市議会議員審査会または市長等審査会の審査報告は、市長等審査会に提出し、市長等審査会は、原則としてその審査を求められた日の翌日から起算して九十日以内に審査報告書を作成し、議長または市長に提出します。
七、審査結果の通知および公表
議長または市長は、審査会から審査報告書の提出を受けたときは、調査を請求した市民の代表者その他の内容を通知し、その要旨を公表します。
八、有罪判決宣告後における釈明
議員または市長は、刑事事件により禁固以上の有罪判決の宣告を受けたときは、議員にあっては議長に市民に対する説明会の開催を求め、市長にあっては市長が市民に対する説明会を開催します。

高齢者対象 インフルエンザ予防接種

今年度より、指定医療機関で高齢者を対象にインフルエンザの予防接種を実施します。希望者は、指定医療機関にあるインフルエンザについての説明書をよく読み、問診票に記入の上、お受けください。ただし卵アレルギーのあるかたは接種を避けてください。

対象 65歳以上のかた(接種当日までに満65歳になるかたを含む)
期間 11月15日～平成14年1月31日
費用 1回につき、4,000円
持ち物 健康手帳(保健センターで交付)健康保険証

第21回あしや健康福祉フェア みんなでつくる健康・福祉21

食生活のパネル展示や試食、健康づくり・福祉に関する指導・相談、すこやか講演等を行います。

日時 12月1日(土)午前10時～午後4時
会場 保健センター
医師会医療センター

＜すこやか講演の内容＞
会場 いずれも、保健センター2階
感染症「C型肝炎について」 時間 午前10時30分～正午 講師 県立成人病センター内科部長 大川二朗氏
「四肢や背骨の骨と関節の話」～健康で自立した生活を送るために～ 時間 午後1時30分～2時30分 講師 藤崎整形外科院長 藤崎隆司氏
問い合わせ 保健センター ☎31-1586

平成13年 第4回市議会定例会の日程

平成十三年第四回定例会は、十一月三日(月)に招集され、二十一日(金)までの日程で開催する予定です。

本会議・各委員会の予定は次のとおりです。傍聴を希望されるかたは、日程が変更になることがありますので、確かめのうえ、ご来場ください。

十一月三十日(金)【本会議】
決算特別委員長報告、討論、採択、議案提案説明等
十一月十四日(火)～十七日(金)【各常任委員会】
補正説明、質疑、討論、採決
十一月十日(月)【議会運営委員会】
十一月十一日(火)～十二日(水)【本会議】
一般質問等
十一月二十一日(金)【議会運営委員会】
十二月一日(金)【本会議】
委員長報告、討論、採決等
問い合わせ
市議会事務局 ☎2001



アートフリーマーケット風景(平成13年5月)

美術博物館のココロみ

本館が行っているさまざまな教育普及活動についてお知らせします。ホームページもご覧ください。
http://www.ashiya-web.or.jp/museum/



「美術のかたち。」とワークショップの試み
美術博物館では開館当初から教育普及活動に力を注いできました。最近では各種ワークショップを行い、美術・歴史のジャンルをこえて素材と触れ合う楽しさや、ものを創る喜びなど、作品を「味わうこと」を大切な目的として捉えています。1、夏の展覧会「美術のかたち」では展示室をオープンスペース化し、学芸員が行う活動そのものを「生きた展示」といつかたで見ていただくことにより、美術館における教育普及活動の新しい可能性を探り、同時に「美術」というものを捉える試みを行いました。

会期中には通常の来館者のほか、幼稚園・学童保育・高校・大学や各美術教育研究会とワークショップを行いました。ものを創ること、美術とは、教育とは、について驚き、きっかけを発見していくことができたのではないのでしょうか。

最も活気に溢れる人気のホールワークショップでもわかるように、大切なのは、作る作業・見る作業を通して物事を感覚でとらえ、そこから手と頭で考えていくこと。

美術の活動は、個人が自由になることから始まります。『わたし』がどう感じるのか、考えるのか、と同じように、個人が自由になることからはじめます。『わたし』がどう感じるのか、考えるのか、と同じように、個人が自由になることからはじめます。

アートフリーマーケットの試み
今年5月の連休の3日間、美術博物館の庭は、手作りの作品を売るショップでにぎわいました。美術博物館の試み「アートフリーマーケット」は、延べ2,000人近くの人々が訪れ好評を博しました。初めて自分自身の創った作品を売る人たち、テレビの取材を受け注文殺到の作品、お客さんとの値段の駆け引きに苦心する人たち...。何もかもがこれまでの私たちの概念を変える出来事であり、絵や歴史を見るだけの美術博物館ではなく「それぞれの創作の価値を共有する場」になったのではないのでしょうか。

来館者からは「美術博物館の年中行事に!」という声も聞かれ、また出店者からは「さすが芦屋のお客さん」と、まずは成功を収めました。

アートフリーマーケットは、来年5月にも開催を予定しています。創り手と買い手のさらなる交流を期待しています。

ホールワークショップに
夏の間、美術博物館に親子で参加して
夏の間、美術博物館に親子で参加して
夏の間、美術博物館に親子で参加して

夏の間、美術博物館に親子で参加して
夏の間、美術博物館に親子で参加して
夏の間、美術博物館に親子で参加して

美術博物館の歩み寄り
私がこの芦屋に住い移してから約十三年が経ちます。カラフルな芦屋市立美術博物館が建てられたのもそのころと覚えていますが、絵に携わる私を歓迎してくれるかのように感じました。それから何年も過ぎて、近くで遠い美術博物館でした。

この数年から、その美術博物館が私たちの方へ歩み寄ってきてくれました。「童展」で幼児たちと親御さんに、「アートフリーマーケット」では近所のかたが、友人たちが連れ立って美術博物館の庭を歩きまわりました。描き手、創り手のみえる作品を部屋に飾る喜びを感じられたこととして、教室で絵を学ぶ八十才近い男性、主婦、子どもたちは「市民ギャラリー」を通して良い環境でリーズナブルな発表の場を持てました。

「わたしの芦屋展」展では芦屋の町の再発見、「へー、こんなところがあるの?」今度行ってみたいかな。アマからフロアまで幅広い参加ができています。

企画・運営される側のかたがたの「尽力は並大抵のものではない」と察します。少し敷居の高かった美術博物館がさらなる企画で私たち市民の日常生活に潤いをもたらしてくれよう。仔犬を連れての散歩がてらにフラッと立ち寄れるスペースに

な創
造の場
として
子供た
ちにと
もに繰
り広げ
たいと
考えて
います。

な創
造の場
として
子供た
ちにと
もに繰
り広げ
たいと
考えて
います。

教育のページ

EDUCATION

このページの問い合わせは
美術博物館(☎38-5432)へ



ホールワークショップ「むすんでひらいて」(平成13年7月)

できあがった作品は美術館に飾っていただけ、親子でちょっとした芸術気分の日でした。あの日の美術館では、大人も子どもも同等な世界にいたような気がします。あの日から、私たちが親子の中で美術館は「静」から「動」のイメージに変わりました。大好きな遊び場所の一つになりました。

(南宮町在住 澤井光恵・友貴)



展示室での「おとなの美術のはなし。」(平成13年8月)

「市立芦屋高等学校の在り方」および「芦屋学区の通学区域の見直し」について
市教育委員会は、平成十二年十月二十一日、芦屋市学校教育審議会に対して「市立芦屋高等学校の在り方について」および「芦屋学区の通学区域の見直しについて」を諮問しました。

同審議会においては計六回にわたり慎重に審議が行われ、平成十三年三月二十四日、市教育委員会に対して「市立芦屋高等学校の在り方について」また「通学区域については、神戸第一学区との統合がより望ましい」との答申がなされました。

市立芦屋高等学校の在り方については、市立芦屋高等学校は平成十九年三月三十一日をもって廃校となります。入学者募集は平成十六年三月が最後となります。

廃校にする理由は、開校時と比較して現時点では、生徒数が定員以下に減少していることと本市の財政が逼迫していることとで状況が大きく変化していること、生徒数の減少で学校教育活動において、活力の衰退が懸念されること、敷地の経営改善を試みてきたが成果が上げられなかったことなどです。

芦屋学区の通学区域の見直しについては、学校教育審議会の神戸第一学区との統合がより望ましいとの答申を受けて、高等学校の通学区域の決定者である県教育委員会と協議・調整を図ってまいります。

以上のように方針を定めましたが、今後生じるさまざまな課題の解決に向けて、市教育委員会は引き続き検討を行うしていく必要があると考えています。

問い合わせ 教育委員会総務課 ☎2085

